

ご 案 内

送信日:令和 8年 1月 16日

送付枚数: 枚(本状含む)

送付先: 三重県石油商業組合/協同組合
組合員 各位

TEL:

FAX:

差出人: 大西 宏明

三重県津市羽所町700 アスト津 7階

三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合

TEL:059-225-5981 / FAX:059-226-5543

E-mail :onishi@mie-sekiyu.or.jp

<http://www.mie-sekiyu.or.jp>



☐至急! ☒ご確認ください ☐折り返しご連絡ください

令和7年度補正予算 SS ネットワーク維持・強化支援事業の概要について

いつも組合事業にご支援、ご協力を賜りありがとうございます。

令和7年度補正予算が成立し、別紙のとおり令和7年度補正予算 SS ネットワーク維持・強化支援事業の概要が定まってきましたので、ご案内します。

詳細がわかる補助事業の申請手引書等は3月初旬まで発表されませんが、概要は別添のとおりとなっていますので、4月初旬には申請できるよう準備をお願いします。

**SSネットワーク維持・強化支援事業 補助スキーム
(R7年度補正予算案ベース) 検討中の案**

全石連政策グループ

R7年度補正予算案【190億円】**I. SSネットワーク維持・強化支援事業【120億円】**

揮発油販売業者や油槽所を運営する事業者等に対し、災害対応能力強化や経営力強化、SS過疎地重点支援を通じたSSネットワークの維持に資する設備投資等を支援

1. 共通事項**【1】 補助対象設備**

- ①燃料貯蔵タンク等の大型化等
- ②燃料貯蔵タンク等の修繕
- ③水検知計量機
- ④緊急配送用ローリー
- ⑤POS システム
- ⑥灯油タンク等スマートセンサー
- ⑦官公需システム
- ⑧自家発電設備
- ⑨自動車保守整備事業関連設備
 - 1) 洗車事業
 - 2) 自動車整備・検査事業
 - 3) 板金塗装事業
- ⑩SS タンクの撤去

※バーパー回収設備は当初予算に計上

【2】 補助対象者

①～⑥の設備 (SS等が対象)	・中核SS又は住民拠点SSを運営する揮発油販売業者もしくは所有者 ・品確法登録SSを運営もしくは所有するBCP策定済の者 ※中核SS、住民拠点SSおよびBCP策定済みSSを総称して「SS等」とする
①、②、④の設備 (油槽所等が対象)	・小口燃料配送拠点又は配送拠点を運営する揮発油販売業者もしくは所有者 ・油槽所(小口燃料配送拠点及び配送拠点以外の油槽所をいう)を所有する揮発油販売業者もしくは石油販売業者であってBCP策定済の者 ※小口燃料配送拠点、配送拠点および油槽所を総称して「油槽所等」とする
⑦の設備	・BCP策定済の石油組合
⑧の設備	・中核SSを運営する揮発油販売業者もしくは所有者 ・住民拠点SSを運営する揮発油販売業者もしくは所有者(但し当該住民拠点

(案)

	SSにあっては設置後8年以上経過したものに限る) ・SS過疎地においてSSを運営する揮発油販売業者もしくは所有者(但し当該SSに新たに自家発電設備を設置し住民拠点SSに登録することを条件)
⑨の設備	・中小企業の揮発油販売業者
⑩の撤去	・複数SSを運営する事業者のSS集約化又は事業者同士の合併やM&A等によるSSグループ化に伴い廃止するSSタンクの撤去を行う中小企業の揮発油販売業者もしくは所有者

※予算を超える応募があった場合の考え方

- ・①～⑩のうち⑧を除き、補助率按分方式とする(⑧は定額補助)
- ・申請案件すべてを採択:但し、要件不備案件等は除き、補助要件を満たす案件は全て採択(⑧自家発電設備は申請受付順に採択))
- ・予算を超える場合は、補助率を按分(超過相当分)の上で採択(⑧自家発電設備を除く)

※油槽所等の定義(次の何れかに該当すること)

- ・全石連又は石油協会から補助金の交付を受けている「小口燃料配送拠点」または「配送拠点」
- ・「油槽所」にあっては、1基10KL以上又は2基以上20KL以上の燃料貯蔵タンク及び配送用ローリーを保有し、災害時に配送体制があるもの

※BCPについては、中小企業庁が定める「中小企業 BCP 策定運用指針 第2版」を踏まえた実効性のあるBCPの策定が求められる。

[https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/download/level d/bcpent 01.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/download/level%20d/bcpent%2001.pdf)

【3】補助率

(自家発電設備以外の設備)

中小企業 2/3

3/4 ※①、③、⑤の設備に限りSS過疎地等に所在するSSは3/4に嵩上げ

非中小企業 1/3 ※大企業、元売販社、全農等

※「みなし大企業」に該当する中小企業者は非中小企業の補助率を適用

※①、③、⑤の設備に係る補助率嵩上げ対象の「SS過疎地等」は以下の通り。

- (1)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域であって過疎地域持続的発展市町村計画に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられた地域
- (2)SSが3か所以下の市町村:372市町村(令和7年3月31日時点のSS登録データに基づく)
- (3)道路距離に応じたSS過疎地

(自家発電設備)

10/10

【4】補助上限額

◇補助上限額の算定

補助対象経費×2/3=補助上限額 ※中小企業の場合

・非中小企業は1/3を乗じた額

(案)

◇補助上限額の考え方は次のとおり

- ・補助対象設備毎に補助上限額を設定する(1SSあたり及び1事業者あたり)

【5】補助対象件数

(ア)①～⑥の設備

- ・①～⑥の設備については、特定の事業者が集中して申請することなく、1SS事業者を含め、広くあまねく利用してもらうことが適切。このため、同一事業者における補助対象設備の申請件数について上限を定める

※補助対象設備の申請件数(上限):1事業者あたり:4SSまで、1SSあたり:4設備までとする

※油槽所等はそれぞれ1SS とみなし、上限4SSの範囲での申請とする

(イ)⑨の設備

- ・⑨の設備については、1事業者2申請までとする
- ・上記(ア)とは別枠での申請を可能とし、(ア)のSSに設置するか、別のSS等施設に設置するかは問わないものとする

(ウ)⑩の撤去

- ・⑩の撤去については、1事業者2SS までとする

【6】スケジュール(予定)

2025年11月28日 令和7年度補正予算案を閣議決定

2025年12月16日 補正予算案が可決成立

(以下は予定)

2026年1月～2月 執行団体公募・採択

2026年3月中旬 繰越等の手続・執行団体交付決定

2026年3月下旬 執行団体による事業者向け補助事業公募開始

2. 補助対象設備毎の補助要件等

【1】燃料貯蔵タンク等の大型化等

- 災害時に備えたSSや油槽所におけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための燃料貯蔵タンク・配管の大型化等の入換や更新を支援(新增設及び容量増を伴わない入換を含む)

①補助対象者:揮発油販売業者等(詳細は上記1.【2】のとおり)

②補助率:中小企業2/3(SS 過疎地等は3/4)、非中小企業1/3

③補助対象設備:

ア)燃料貯蔵タンク更新工事(燃料貯蔵タンク本体も補助対象とする)

イ)配管更新工事(配管単独の入替工事も認める)

④補助上限額:労務費・工事費等の上昇を踏まえ引き上げ

ア)燃料貯蔵タンク更新工事 1SSあたり:3,450万円(過疎地は3,881万円)

イ)配管更新工事 1SSあたり:2,300万円(過疎地は2,587.5万円)

(案)

※補助対象経費平均(上限) 1SSあたり:5,175万円 タンク/SS
:3,450万円 配管/SS

※現行の基準単価は廃止する

※燃料貯蔵タンクとは地上タンク及び地下タンクを対象とする(配管についても同様)
※SS過疎地等向けの補助率 3/4 は大型化等容量増を伴う入換に限る

■災害協力要件

- ・以下の災害協力要件を満たすこと

- ①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと
- ②設備や従業員の安全確保の上、地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること
- ③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

【2】燃料貯蔵タンク等の修繕

●地下タンクからの危険物漏えい防止のための補強工事や油槽所タンク等の修繕工事を支援

- ①補助対象者:揮発油販売業者等(詳細は上記1.【2】のとおり)
②補助率:中小企業2/3、非中小企業1/3
③補助対象設備:

ア)漏えい防止対策工事

- a) 危険物漏えい未然防止事業
 - i) 内面ライニング施工工事
 - ii) 電気防食システム設置工事
- b) 危険物漏えい早期検知事業
 - iii) 精密油面計設置工事
 - iv) 統計学による漏えい監視システム設置工事 (SIR)

イ)油槽所タンク等の修繕工事

・地上タンクや露出配管の塗装更新、螺旋階段・手すりの更新等油槽所タンクの維持に必要な修繕工事

- ④補助上限額:労務費・工事費等の上昇を踏まえ引き上げ

ア)漏洩防止対策工事

- a)危険物漏えい未然防止事業
i)内面ライニング施工工事 1SSあたり:1,200万円
ii)電気防食システム設置工事 1SSあたり:600万円
b)危険物漏えい早期検知事業
iii)精密油面計設置工事 1SSあたり:360万円
iv)統計学による漏えい監視システム設置工事 1SSあたり:360万円

イ)油槽所タンク等の修繕工事

1施設あたり:1,200万円(中小企業)
600万円(非中小企業)

※補助対象経費平均 1SSあたり:610万円 (R6 補正実績ベース)

(案)

※補助対象経費上限 内面ライニング:1,800 万円/SS
電気防食システム:900 万円/SS
精密油面計・SIR:540 万円/SS
タンク修繕工事:1,800 万円/SS

※現行の基準単価は廃止する

※補助率については、申請給油所等が立地している地域に関わらず同一の補助率を適用

※③ア)漏洩防止対策工事については規制対象年度ではない地下タンクを対象。但し、油槽所に限り当該年度に規制を迎えるタンクも対象

※同一SSにおいて、40年対応で油面計を補助金で設置した後、50年対応で内面ライニング施工工事もしくは電気防食工事を行う場合は、油面計に係る財産処分(残存簿価相当額の返還等)を行った上で申請を認める(現行運用通り)

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

- ①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと
- ②設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること
- ③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

[3] 水検知計量機 (新規)

●水検知計量機の導入を支援

- ①補助対象者:揮発油販売業者等(詳細は上記1.【2】のとおり)
- ②補助率:中小企業2/3(SS過疎地等は3/4)、非中小企業1/3
- ③補助対象設備:水検知計量機(水混入検知器を含む)・設置工事

※新規設置及び既存計量機の更新が対象

- ④補助上限額:対象設備変更するも上限額は変更なし

1SSあたり:600 万円 (SS過疎地等は675万円)、

1事業者あたり:1,200 万円 (SS過疎地等を含む場合は 1,350 万円)

※補助対象経費 1SSあたり:840万円(水検知計量機の場合、計量機メーカー見積ベース)
620万円(水検知器単体の場合、計量機メーカー見積ベース)

※補助対象経費上限 900 万円/SS

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

- ①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと
- ②設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること
- ③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

[4] 緊急配送用ローリー

●緊急配送用ローリーの導入を支援

(案)

①補助対象者

揮発油販売業者、石油販売業者(小口配送拠点及び配送拠点事業者)等(詳細は上記1.【2】のとおり)

②補助率:中小企業2/3、非中小企業1/3

③補助対象設備:省エネ型ローリー(油種は制限しない)

④補助上限額: 容量別区分を細分化の上、労務費・工事費等の上昇を踏まえ一部引き上げ

・1事業者1台の申請に限る

・タンク容量が430L未満のローリー:200万円/台

・タンク容量が430L超~10KL未満のローリー:500万円/台

・タンク容量が10KL以上のローリー:1,000万円/台

※補助対象経費平均 1台あたり:630万円(R6補正実績ベース)

※補助対象経費上限 430L未満のローリー:300万円/台

430L超~10KL未満のローリー:750万円/台

10KL以上のローリー:1,500万円/台

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

②設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること

③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

④各都道府県組合の保有ローリーリストに追加し管理すること

[5] POS システム

●POSシステムの導入・更新や、車番認証システム等の導入を支援

①補助対象者:揮発油販売業者等(詳細は上記1.【2】のとおり)

②補助率:中小企業2/3(SS過疎地等は3/4)、非中小企業1/3

③補助対象設備:

ア)POSシステム設置工事

・POS本体・付属機器(SS含む)、屋外機器(外設POS、釣銭機)等設置工事

・AI給油システム設備・設置工事(セルフSSに限る):新規追加

イ)車番認証システム等設置工事

・車番認証システム設置工事、デジタルサイネージ設置工事

④補助上限額: 労務費・工事費等の上昇を踏まえ一部引き上げ

ア)POSシステム設置工事

①セルフSSの場合(フルSSのセルフ化含む):AI給油許可設備の設置有無で補助上限額を区分
(AI給油許可設備を設置しない場合)

1SSあたり:1,200万円(SS過疎地等は1,350万円)

1事業者あたり:2,400万円(過疎地SSを含む場合は2,700万円)

(AI給油許可設備を設置する場合)

1SSあたり:1,800万円(SS過疎地等は2,025万円)

1事業者あたり:3,600万円(過疎地SSを含む場合は4,050万円)

(案)

②フルSSの場合

1SSあたり:360万円 (SS 過疎地等は405万円)

1事業者あたり:720万円 (過疎地 SS を含む場合は810万円)

※補助対象経費平均:

1SSあたり:580万円 (R6年度 POS 更新ベース:AI 給油許可設備除く)

1,680 万円 (POS 対象経費+計量機メーカー見積ベース:AI 給油許可設備含む)

※補助対象経費上限:セルフ SS(又はセルフ化するフルサービス SS、AI給油許可設備を設置しない場合):1,800 万円/SS

セルフ SS(又はセルフ化するフルサービス SS、AI給油許可設備を設置する場合):2,700 万円/SS

フルサービス SS:540 万円/SS

イ)車番認証システム等設置工事: 変更なし

1SSあたり:300 万円 (SS過疎地等は 337.5 万円)

1事業者あたり:600 万円 (過疎地 SS を含む場合は 675 万円)

※補助対象経費上限 450 万円/SS

※ア)POSシステム設置工事において、申請事業者(複数SS運営)がセルフSSとフルSS双方の改造申請する場合の1事業者あたりの補助上限額は2,400万円とする(過疎地SSを含む場合は2,700万円)

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

②SS設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り給油を継続すること

③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

【6】 灯油タンク等スマートセンサー

●家庭等の灯油タンク(ホームタンク)等にスマートセンサーを設置して、在庫量の自動検知化を図ることにより、ローリーの計画配送や配送要員の効率的配置など燃料配送の合理化に資する取組を支援

①補助対象者:揮発油販売業者等(詳細は上記1.【2】のとおり)

②補助率:中小企業2/3、非中小企業1/3

③補助対象設備:灯油タンクスマートセンサー、設置工事

④補助上限額:1事業者あたり:875 万円

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

②設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること

③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

※補助対象経費平均 340 万円/SS (R6 補正実績ベース)

(案)

※補助対象経費上限 1,312.5 万円/SS

【7】官公需システム

●官公需システムの導入を支援

①補助対象者:石油組合

②補助率:石油組合2/3

③補助対象設備:官公需システム設置費(タブレット、レシート発行機、カードリーダー、Wi-Fi ルーター)

④補助上限額: 変更なし

1組合あたり:2,000 万円

1組合あたりの対象SS数:200SS相当

※補助対象経費上限 3,000 万円/組合

※補助対象設備については新規導入もしくはリプレイス(既存組合)も可とする

【8】自家発電設備

●中核SSや住民拠点SSの自家発電設備の更新、及びSS過疎地における新たな住民拠点SSの整備を支援

①補助対象者:中核SS、住民拠点SS(詳細は上記1.【2】のとおり)

②補助率:10/10

③補助対象設備:自家発電設備

④補助上限額:労務費・工事費等の上昇を踏まえ引き上げ

1SSあたり:300万円

※補助対象経費平均(上限) 300万円 (R6 補正実績ベース)/SS

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと

②設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り燃料供給を継続すること

③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

【9】自動車保守整備事業関連設備

●揮発油販売業者の経営基盤強化のための事業多角化の一步となる、洗車や自動車整備、板金・塗装といった事業にかかる設備導入を支援

①補助対象者:揮発油販売業者(※中小企業に限る)

②補助率:中小企業2/3

③補助対象設備:

区分	対象設備	備考
ア)洗車事業	・高機能洗車機	・下記の高機能(オプション)を備えた洗車機であること ①泡洗車機能(高圧洗浄機能を含む) ②タイヤブラシ機能 ③下部洗浄機能

(案)

		④ガラス系コーティング ⑤遠隔管理システム、IOT 受付機能 ⑥純水装置 ⑦省スペース型(新規設置に限る) ・<u>上記高機能のない洗車機への更新は不可</u>(下記⑤補助対象の考え方を参照) ・洗車事業の実施場所は、SSの敷地内／敷地外を問わない
イ)自動車整備・検査事業	・油圧プレス ・コンプレッサー ・タイヤチェンジャー ・ホイールバルンサー ・オイルチェンジャー ・ブレーキオイル交換機 ・エアコンガス回収機 ・リフト関係 ・リール ・スキャンツール ・CO/HC テスター ・普通小型認証工具 ・その他資工庁が認める設備	・土地建物取得費は対象外 ・但し、資産管理が必要な設備(購入価額が50万円以上:消費税抜き)の取得を対象とする ・自動車整備・検査事業の実施場所は、SSの敷地内／敷地外を問わない
ウ)板金・塗装事業	・塗装ブース(建物は除く) ・スプレーキャビン ・赤外線乾燥装置 ・調色用ライト ・集塵装置 ・スプレーガン ・スプレーガンクリーナー ・フレーム修正機 ・車両計測器 ・溶接機 ・ADAS 関係機器 ・その他資工庁が認める設備	・土地建物取得費は対象外 ・但し、資産管理が必要な設備(購入価額が50万円以上:消費税抜き)の取得を対象とする ・板金・塗装事業の実施場所は、SSの敷地内／敷地外を問わない

④補助上限額:1施設あたり 1,600万円 :変更なし

※補助対象経費平均 780万円 (R6 補正実績ベース)/施設

※補助対象経費上限 2,400 万円/施設

⑤補助対象の考え方

(案)

1) 洗車事業の場合

取組区分	新規取組	既存の取組				
		(1) 非高機能設備 →高機能設備 への更新	(2) 既存事業の拡大に伴う設備の追加	(3) 既高機能設備 →高機能設備への更新	(4) 非高機能設備→非高機能設備への更新	(5) 高機能設備 →非高機能設備への更新・追加
設備数イメージ	0→1	1→1	0→1 1→2	1→1	1→1	1→1 1→2
可否	○	△	△	△	×	×
備考	上記③の①～⑦までのオプションのうちいずれかの機能を1つ付加することを条件とする	上記③の①～⑥までのオプションのうち、3つ以上の機能を付加する場合は対象とする	追加の場合も、上記③の①～⑥までのオプションのうち、3つ以上の機能を付加する場合は対象とする	更新の場合、既高機能設備に付加されていない、上記③の①～⑥までのオプションのうち3つ以上の機能を付加する場合は対象とする	非高機能設備への単純リプレイスは補助対象外	高機能設備から非高機能設備への機能落ち更新・追加は補助対象外

2) 自動車整備・検査事業及び板金・塗装事業の場合

- ・新規の取組や既存設備にない新たな設備の追加取得は差し支えないものとする
- ・一の対象設備の購入費用が50万円未満(消費税抜き)であっても、対象設備を二以上取得した場合の合計額が50万円以上(消費税抜き)であれば対象とする
- ・なお、次の既存設備(申請日時点で購入後8年以上経過したものに限る)であって、EV整備等の受注機会の拡大につながるなど、機能向上している要件等を満たしている既存設備に限り更新を認める(申請時に新旧設備の機能が確認できるパンフレット等の提出を求める)

【自動車整備・検査事業】

- ・受注機会の増大・拡大につながる機能が向上している設備

設備名	機能向上している要件等
①タイヤチェンジャー	対応するタイヤのインチアップ(例:10～19インチ → 10～24インチ)
②ホイールバルancer	対応するホイールのインチアップ(例:10～18インチ → 10～30インチ)
③エアコンガス回収機	機能付加(例:チャージ機能のみ→抜き取り、再生、再充填、オイル補充機能追加)
④リフト	リフトアップ機能の向上(例:2.5～3.0t → 2.5～4.0t)

【板金塗装事業】

- ・受注機会の増大・拡大につながる機能が向上している設備

設備名	機能向上している要件等
①車両計測器	計測機能向上(例:2D計測 → 3D計測)

(留意事項)

- ①【9】の事業については、SS敷地内だけでなく、SS敷地外に設置する場合など、SS以外での取り組みも対象とする
- ・上記 1.-【5】の補助対象件数にある「1事業者あたり4SSまで」の当該4SSに設置する場合や、それ以

(案)

外のSS等に設置する場合も認める

②なお、【9】の事業における新規の取組とは、申請事業者において、新規に取り組む事業であるほか、既に取り組んでいる事業であっても、当該事業を実施していないSS等^(※)に新たに導入するものであっても差し支えない

(※)当該事業を実施していないSSに新たに導入することや、SSの隣地などSS敷地外における新たな取り組みのほか、SS敷地内で手洗い洗車や軽整備等を実施している場合で当該SS敷地内に新たに高機能洗車機を設置する場合や自動車整備事業等を行う場合も対象となる

③洗車事業について、新規取組みで「⑦省スペース型洗車設備」を設置する場合は、①～⑥の高機能(オプション)を付加しなくても対象とする

【10】SSタンクの撤去

●複数SSを運営する事業者のSS集約化や、事業者同士の合併やM&A等によるSS事業のグループ化に伴い廃止するSSタンクの撤去費用を支援(申請日において現に営業しているSSのタンクに限る)

①補助対象者:中小企業揮発油販売業者又は中小企業所有者

②補助率:中小2/3

③補助上限額:1,000万円:変更なし

※補助対象経費平均(上限) 1SSあたり:1,500万円(R6補正実績ベース)

※現行の基準単価は廃止する

④集約化等の考え方

(例示)

	申請時 運営SS数	集約化・グループ化 後の運営SS数	備考
集約化の場合	A社 3SS	A社 2SS	撤去する1SS分が対象
グループ化の場合	B社 2SS + C社 2SS	D社(BとC統合会社) 3SS	

→

※集約化等を伴わない単なる撤去工事(1SS→0)は、令和8年度当初予算案を活用のこと

Ⅱ. 当分の間税率廃止に伴い影響のあるSSへの経営再建支援事業【40億円】

当分の間税率廃止に伴い影響をうける中小・小規模事業者に対し、事業継続や油外収益確保などの取組を支援

1. 共通事項

【1】 補助対象事業

補助対象事業は以下の2事業とする

① 小規模事業者の事業継続支援

- ・小規模SSの事業継続に必要な安全検査対応、業務安全対策、安全対策研修費用を支援し、小規模SSの経営を下支え

※小規模事業者: 中小企業基本法第2条第5項の規定に基づき、「おおむね常時使用する従業員の数が5人以下の事業者」を対象とする

② 中小企業者の油外収益確保等の取組支援

- ・燃料油販売事業に加え、中小SSによる油外収入の確保に資する設備投資等の取組に補助することで燃料油価格の急変による中小SSの経営への影響を緩和するため、異業種との連携による油外収入拡大を後押し

※①及び②とも、前述の「Ⅰ. SS ネットワーク維持・強化支援事業」における補助対象設備との重複申請は認めない

※予算を超える応募があった場合の考え方

- ・①及び②の合計で予算を超える応募があった場合は補助率按分方式とする
- ・申請案件については、要件不備案件等を除き、補助要件を満たす案件は全て採択
- ・予算を超える場合は、補助率を按分(超過相当分)の上で採択

【2】 補助率

① 小規模事業者 2/3 SS過疎地等に所在するSSは3/4

石油組合等(研修会運営民間事業者を含む) 定額(安全対策研修の実施に限る)

② 中小企業者 2/3 SS過疎地等に所在するSSは3/4

※補助率嵩上げ対象の「SS過疎地等」は、以下の通り。

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域であって過疎地域持続的発展市町村計画に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられた地域
- (2) SSが3か所以下の市町村: 372 市町村(令和7年3月31日時点のSS登録データに基づく)
- (3) 道路距離に応じたSS過疎地

【3】 補助申請回数

- ・①については、補助対象経費上限額(100万円)の範囲内であれば最大3回の申請を認める
- ・②については、1事業者あたり1回の申請とする
- ・なお、小規模事業者にあつては、①及び②それぞれの申請を認める

(案)

[4] スケジュール(予定)

2025年11月28日	令和7年度補正予算案を閣議決定
2025年12月16日	補正予算案が可決成立
(以下は予定)	
2026年1月～2月	執行団体公募・採択
2026年3月中旬	繰越等の手続・執行団体交付決定
2026年3月下旬	執行団体による事業者向け補助事業公募開始

2. 補助対象事業毎の補助要件等

[1] 小規模事業者の事業継続支援

●小規模SSの事業継続に必要な安全検査対応、業務安全対策、安全対策研修費用を支援し、小規模SSの経営を下支えする

①補助対象者:揮発油販売業者(※小規模事業者に限る)

石油組合等 (③iii)の安全対策等研修に限る)

②補助率:小規模事業者:2/3 (SS 過疎地等に所在するSSは3/4) 石油組合等:定額

③補助対象経費:

i)安全検査対応:SS運営に必要な安全検査対応に要する費用:計量法に基づく計量機検定費用、地下タンク・配管漏洩検査費用、移動タンク車の圧力検査費用(P)及び分析委託料

ii)業務安全対策:防爆空調服、スポットクーラー等の熱中症対策やAEDなどSS業務安全対策に必要な備品購入費用

iii)安全対策等研修:SS安全対策や事業継続に必要な乙四資格研修、労働安全衛生法に定める特別教育(自動車整備・タイヤ研修)、多角化に資する知識・技術習得やBCP対応に関する研修等の実施に要する費用

※但し、小規模事業者自らが行う研修については、乙四資格研修及び労働安全衛生法に定める特別教育研修に限る

④補助対象経費上限額:1SSあたり:100万円

⑤補助上限額

1SSあたり:100万円×2/3=66.6万円(過疎地SSの場合75万円)

⑥実施方法

・iii)を石油組合等で実施する場合は、1回あたりの研修費用上限額を100万円とし、原則、年2回までの開催を認める(200万円×10/10=200万円)

※補助申請時に、「事業継続計画」(仮称)を添付すること ※詳細は検討中

[2] 中小企業の油外収益確保等の取組支援

●燃料油販売事業に加え、中小SSによる油外収入の確保に資する設備投資等の取組に補助することで燃料油価格の急変による中小SSの経営への影響を緩和するため、異業種との連携による油外収入拡大を後押しする

①補助対象者:揮発油販売業者(※中小企業者又は小規模事業者に限る)

(案)

②補助率:2/3 (SS 過疎地等に所在するSSは3/4)

③補助対象経費:

・補助申請時に提出された「油外収入確保計画」(仮称)を審査(外部審査)の上、当該認定された計画に基づいて、異業種と連携して油外ビジネスの開始に要する設備投資等を補助
(事業例) 簡易郵便局併設、飲食・小売業に伴うサービスルーム改装、物流配送拠点整備 等

④補助対象経費上限額:1SSあたり 1,000万円

1事業者あたり 最大で7,000万円 ※1,000万円+500万円×(SS数-1)

⑤補助上限額

1事業者あたり:(最大で)7,000万円×2/3=4,666.6万円(過疎地SSの場合5,250万円)

※各県石油組合は、当該補助対象事業に係る受付、審査などの業務を行うものとする(業務委託)

Ⅲ.環境保全・構造改善促進利子補給事業【30億円】

(当分の間税率廃止に伴い影響のあるSSへの金融支援)

<事業概要>

- 当分の間税率廃止に伴い影響をうける中小・小規模事業者に対し、資金繰りの悪化に対して直接対応するため、運営に要する資金等を金融機関から借り入れた場合の利息の一部について支援
- 加えて、既存基金を活用し、当分の間税率廃止に伴い、運転資金を金融機関から借り入れた場合に活用可能な小規模事業者向け債務保証制度を新たに創設

【1】「経営安定化特別利子補給制度」

揮発油税等の暫定税率の廃止に伴う揮発油販売業者に対する緊急的な資金繰り対策として、運転資金の借入に係る利子の一部を補給する事業

1. 受給申請者資格:次のいずれかに該当する中小企業の品確法登録揮発油販売業者

- 条件①:1企業あたりの令和7年11月の揮発油(Hガソリン及びRガソリン)又は軽油の仕入数量又は販売数量が、前年同月に比べ2%以上減少していること。
- 条件②:1企業あたりの令和7年12月の揮発油(Hガソリン及びRガソリン)又は軽油の仕入数量又は販売数量が、前年同月に比べ2%以上減少していること。
- 条件③:1企業あたりの令和8年1月の揮発油(Hガソリン及びRガソリン)又は軽油の仕入数量又は販売数量が、前年同月に比べ2%以上減少していること。
- 条件④:1企業あたりの令和7年11月から令和8年1月までの3か月のうち、いずれか2か月間の揮発油(Hガソリン及びRガソリン)又は軽油の仕入数量又は販売数量の合計が、前年同期に比べ2%以上減少していること。

2. 借入条件

- ①資金使途:運転資金
- ②借入時期:令和7年11月13日から令和8年6月1日までの借入
- ③借入方式:証書貸付方式
- ④償還方法:元金均等償還方式

(案)

⑤据置期間:2年以内

⑥借入上限:なし

⑦借入期間:7年以内

※令和7年11月13日以降、交付決定前に既に借り入れたものも対象。

3. 利子補給条件

①補給率:借入利率(上限:3%)

②補給期間:5年以内

③対象限度額:1SSあたり1,000万円。

ただし、複数SS運営事業者の場合、2SS以降は1SSあたり500万円(1企業あたりの上限5,000万円)

※計算式:1,000万円+500万円×(SS数-1)

④補給額:上記補給率に基づいて算出した額

4. 利子補給金の交付

・借入れ後、半年間又は1年間に支払った利子に対して、借入日の半年後又は1年後の応答月の3ヶ月後の月末までに交付(年2回又は1回)

5. 受付期間:令和8年3月31日まで

6. 申請回数:1事業者1回を限度とする

[2]「経営安定化特別保証制度」

暫定税率の廃止に伴う揮発油販売業者に対する緊急的な資金繰り対策として、運転資金の借入に係る特別保証制度を実施

1. 利用要件:次の(1)及び(2)を満たす中小企業の品確法登録揮発油販売業者

(1)次の①②いずれかに該当する揮発油販売業者

条件①:揮発油又は軽油に係る仕入数量又は売上数量について、令和7年11月、令和7年12月、令和8年1月の単月のいずれか1ヶ月の数量と前年同月の数量を比較して2%以上減少していること。

条件②:揮発油又は軽油に係る仕入数量又は売上数量について、令和7年11月から令和8年1月までの3ヶ月間のうち、いずれか2ヶ月間の合計数量と前年同期間の合計数量を比較して2%以上減少していること。

(2)運営給油所数が2給油所までの揮発油販売業者(中小企業者に限る)

2. 借入条件

(1)資金使途:運転資金

①揮発油税の旧暫定税率の廃止に伴い、在庫評価損の発生による一時的な損失等に備えるために必要とする資金

②その他事業運営を維持するために必要とする資金

(2)借入限度額

①運営給油所数が1給油所の場合 2,000万円

②運営給油所数が2給油所の場合 4,000万円

(案)

(3)保証割合:95%

(4)借入期間:5 年以内

(5)保証料率:年 0.2%

3.出資金:不要

4.受付期間

・令和 8 年 1 月〇日から令和8年 3 月 31 日までに債務保証依頼を地区信用保証委員会に提出

・利用は期間中 1 回限り

以上